

横浜 I R（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。

今月は、以下の 3 点についてお知らせいたします。

1 広報よこはま特別号の発行について

横浜 I R の方向性や R F C の結果概要等を市民の皆様にはわかりやすくご説明するために「広報よこはま特別号」を 11 月中旬に発行します。

なお、「広報よこはま特別号」は、新聞折込みや PR ボックス等で配架をしますが、地区連合町内会長及び単位町内会長には、区連会配送ルートを利用し、別途お渡しさせていただきます。

2 I R 事業説明会について

横浜 I R について、市民の皆様により深く御理解いただくために、令和 3 年 2 月以降で事業説明会の開催を検討しています。

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、基本はオンライン方式での開催を検討しています。

3 横浜イノベーション I R 協議会の開催について

特定複合観光施設区域整備法（I R 整備法）では、実施方針の策定や民間事業者の選定等にあたり、県知事や公安委員会との協議が求められています。

本市では、県及び公安委員会等と円滑な連携を図るため、協議会を設置・開催します。

資料

- ・ 広報よこはま特別号（2020 年 11 月発行）
- ・ 記者発表資料「横浜イノベーション I R 協議会を開催します」

担当 都市整備局 I R 推進課
TEL 6 7 1 - 4 1 3 5
FAX 5 5 0 - 3 8 6 9

横浜イノベーションIR協議会を開催します

特定複合観光施設区域整備法（以下、「IR整備法」という。）では、実施方針の策定や民間事業者の選定等にあたり、県知事や公安委員会との協議が求められています。本市では、県及び公安委員会等と円滑な連携を図るため、協議会を設置・開催します。

1 開催日時

令和2年11月17日（火） 10時30分から11時30分まで

2 会場

パシフィコ横浜会議センター 3階 301会議室

3 概要

横浜IRの実施方針策定等のため、IR整備法第12条に基づき設置する「横浜イノベーションIR協議会」を開催します。

【出席予定委員】

（IR整備法上の位置づけ）

- | | | |
|--------------|----|---------------------------|
| ・横浜市長【議長】 | | （都道府県等の長（指定都市の長）） |
| ・神奈川県知事 | | （立地市町村等の長（都道府県の長）） |
| ・神奈川県公安委員会より | 1名 | （公安委員会） |
| ・横浜市町内会連合会より | 1名 | （都道府県等の住民） |
| ・横浜商工会議所より | 1名 | （関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者） |
| ・横浜市立大学より | 1名 | （関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者） |

4 傍聴について

会議は、原則公開です。ただし、協議内容が公開されると今後の業務に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、非公開とすることがあります。

公開部分のみ傍聴いただけますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため傍聴者数を制限させていただきます。なお、以下の方の傍聴はご遠慮ください。

- ・発熱（37.5℃以上）や体調不良の方
- ・2週間以内に、PCR検査で新型コロナウイルス感染症陽性判定された方との濃厚接触がある方
- ・そのほか、新型コロナウイルス感染症等にり患しているおそれのある方

また、当日は会場入場前の検温で発熱（37.5℃以上）が確認された方、マスクを着用していただけない方等は入場いただけません。あらかじめご了承ください。

傍聴を希望される方は、下記申込フォーム又はFAXでお申し込みください。FAXでお申し込みの場合は、①傍聴希望会議名（横浜イノベーションIR協議会）、②氏名（フリガナ）、③連絡先（住所、電話番号、FAX番号）をご記載ください。なお、定員（20人）を超える場合は抽選を行います。結果については、当選された方のみ通知させていただきます。

※お申し込みはおひとり様1通（1名）限りとし、2通目以降は無効とさせていただきます。

※手話通訳が必要な方は、申込時にその旨ご記入ください。

傍聴の受付には、以下のものが必要になります。

- ・お送りした傍聴決定通知又はそのコピー等（スマートフォン等で確認できる場合も可。）
- ・傍聴する方のお名前のわかるもの（保険証、免許証等）

なお、傍聴は、ご本人様のみ可能です。傍聴する権利の譲渡や代理での傍聴等は認められません。あらかじめご了承ください。

《申込フォーム》

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=20201117irkyougikaibouchou>

《FAX番号》 045-550-3869

《申込期間》

令和2年11月6日（金）から令和2年11月11日（水）17時（必着）まで
傍聴いただける方には、令和2年11月13日（金）17時までに通知する予定です。

《お申し込みに関する問い合わせ先》 都市整備局 I R 推進課 045-671-4135（平日 8:30～17:15）

《傍聴にあたっての注意事項》

- （1）次に掲げる事項に該当する方は傍聴席に入場できません。
 - ① 酒気を帯びている者
 - ② （2）の①～⑥に該当する行為を行う者
 - ③ その他、会議場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認められる者
- （2）次に掲げる行為は、会議の妨げになるのでご遠慮ください。以下の行為を行った場合は、退場していただくことがあります。
 - ① 危険物、プラカード、ビラ、旗、のぼり、拡声器、楽器（音の出るもの）、その他会議場内に持ち込むことが適切でないものの持ち込み
 - ② 会議における言動に対して、発言や拍手をする、またはけん騒な行為を行うこと
 - ③ 会議の構成員（委員等）に対して、質問する、または意見を表明すること
 - ④ 写真撮影、録画、録音を行うこと
 - ⑤ 食事または喫煙を行うこと
 - ⑥ その他、会場の秩序を乱す行為、または会議の進行の妨げになる行為を行うこと
- （3）会場内では、議長または職員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退場を命じられる場合があります。退場を命じられた場合は、速やかに退場していただきます。

5 取材について

記者席を設けますので、11月13日（金）17時までに、下記問い合わせ先まで御連絡ください。
なお、撮影は冒頭のみとさせていただきます。また、協議会が非公開となった場合は、それ以降は取材していただくことができません。あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取材の際は傍聴と同様の検温・体調確認や、マスクの着用にご協力ください。

お問合せ先		
都市整備局 I R 推進課担当課長	山崎 達哉	Tel 045-671-4731